

令和元年第6回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和元年9月2日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和元年9月13日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	令和元年9月13日	11時9分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	5番	待永るい子	6番	竹下泰信	7番	田川浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村芳幸		中村誠			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜		
	副町長	毎原哲也	農林水産課長	川島安人		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	安西勉		
	総務課長	田中久秋	建設課長	田崎一朗		
	財政課長	西村正史	会計管理者	小竹善光		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	中川博文		
	町民福祉課長	田中照海	社会教育課長	峰下徹		
健康増進課長	大岡利昭	太良病院事務長	井田光寛			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月13日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第2号 平成30年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 議案第43号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第44号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第45号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結について
- 日程第5 議案第46号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第6 決算審査特別委員長の報告
- 議案第47号 平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成30年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成30年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成30年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成30年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成30年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第53号 平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第55号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第56号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第57号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第58号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第59号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第13 閉会中の付託事件について

追加日程第1 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

追加日程第2 発議第2号 公共交通対策特別委員会の設置について

追加日程第3 意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について

追加日程第4 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1．報告第2号 平成30年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないようですから、以上報告第2号を終わります。

日程第2 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第2．議案第43号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第44号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第44号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

この条例改正、これについてわかりやすく説明していただきたいんですけど、ずっと読みよったらなかなかわかりにくくありますので、わかりやすく説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

議案第44号の提案理由ということで、わかりやすくということでございますので、少し時間をいただいて説明させていただきます。

今回、幼児教育・保育無償化の制度を施行するに当たって、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令というのが改正されまして、10月1日施行されることとなりました。

太良町の条例に係る部分についての主な改正は、おおよそ3点ほどございまして、順を追って説明させていただきますと、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴うものとして、従来子ども・子育て支援法による子供のための教育・保育給付というのがございましたけれども、今回の法律によりまして、子育てのための施設型利用給付という、そういう制度が設けられました。ということで、従来から使っておりました「支給認定」という言葉について、これを「教育・保育給付認定」と、それと「支給認定保護者」というものを「教育・保育給付認定保護者」、それと「支給認定子ども」というものを「教育・保育給付認定子ども」と改められたことに伴いまして、条例に係る部分について、かなりの部分に影響を及ぼしている分について改正をさせていただきます。第2章第2節、第3節について、ほとんどこの条文の改正であります。6条、8条、9条についても略称の変更の改正でございます。

それと、2点目でございますけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、この内閣府令というのが改正されまして、太良町においての条例も改正の

必要に迫られたため改正しているものでございまして、主な骨子としましては、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更ということで、幼児教育・保育の無償化に伴って1号認定、幼稚園の1号認定ですけども、その就学前子供に対する食事の提供に要する費用、それと2号認定、その主食の提供に要する費用と副食に要する費用、このことについての部分について、特定教育・保育施設及び事業者においては、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とするという項目を追加された条文でございまして。

ただし、次に掲げる者を除くということで、年収の360万円未満の世帯、1号については7万7,101円未満と、2号認定については5万7,700円未満ということで、除く規定が設けられております。

それと、副食費といたしまして、食事の主食でない部分について、3人のお子さんがおった場合の基準について、それも従来の3人目まで無償化にするという、そういう継続の事業がされております。それと、満3歳未満の保育認定子供に対する食事については従来どおりということで、その部分が本条例の13条の1項と13条の4項に記載してございます。

それと、3点目でございますけども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の政令の中で、本条例によりますと第42条の部分でございますけども、従来は、第42条特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育、保育が提供されるよう、連携、協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないということの規定されておりましたが、今回の改正で、これを連携施設の適用をしないこととする場合の規定を追加されてございます。その部分についてが43条1項と43条2項に規定してございます。その後の51条、52条についてはそれぞれ43条で規定された部分を読みかえた規定ということで規定をしてございます。

主な3点については以上でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

今説明をいただいたんですが、余り納得というより、わからないような感じなんです。改正で、保護者と子供がどのようなメリットがあるのか、町内の子供たちが、についてはどうですかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の幼児教育・保育無償化で、3歳から5歳までについての利用料を無償にすると。だけれども、食事については実費徴収は引き続き行うということで、例えば保育料を納めていた保護者さんについては食事代の部分になるということで、およそ金額的には、一般的な金額で5分の1ぐらいの負担になるという、そういう解釈でよいかと思っております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

それと、360万円の件なんですけど、この1号認定、2号認定、これは数がどれぐらいおるんでしょうかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の条例改正に伴って該当される方、3歳から5歳で食事の影響のある方が、第1号で29名です。それと、第2号にあっては99名となっております。

以上です。

○10番（川下武則君）

今回は3歳から5歳ということなんですけど、3歳以下の子供さんも結構、大浦のほうのふたばこども園には預けられているんですけど、そこら辺の取り扱いは少しでも緩和されるもんですか。それとも、それは今までどおりのあれでいくんですか。そこら辺はどうなってますか。

○町民福祉課長（田中照海君）

今回の3歳から5歳までの制度とあわせて、ゼロ歳から2歳までの世帯では、町民税の非課税世帯という方も無償化の該当になってございます。太良町で大浦ふたばこども園に在籍されている方は、約1名が該当になってらっしゃいます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第44号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第45号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第45号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（久保繁幸君）

この金額、変更前、変更後が示されておりますが、これはどんな計算方法で、これは消費税2%だと思うんですが、どういうふうな計算方法でこの負担増になったのか。ほいで、この負担増は誰が負担するのか、その辺をまず一応お伺いします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

この太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業の契約につきましては、平成29年4月の臨時議会で上程し、議決を得ているものでございまして、この契約に関しましては、2本立ての支払いが絡むもので、30年間の契約となっております。

1本目は、建設に伴う調査、設計、管理費及び工事費の借入金を支払っていくもの。2本目は、維持管理、運営費用を支払っていくもので、1本目、2本目ともに30年間で支払っていく内容となっております。

1本目の建設費の借入金の支払いに関しましては、今回の消費税増税の対象とはなっておりませんので、増額の変更の必要はありません。2本目の維持管理及び運営費につきましては、現在進行形でありますので、来る10月1日から契約残存期間分の維持管理費、運営費について8%から10%へ増税2%分、510万7,968円の増額変更が生じるものであります。

なお、当初契約においても、法令変更による増加費用の見出しで、第44条第1項、第2項で、消費税及び町消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用を選定業者は管理者に請求できるとうたっております。選定業者というのは、太良町駅前定住促進住宅株式会社、管理者というのは太良町でございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、その負担増は管理者と町が負担するというわけですね、今のお話では。

それでは、これがもしも途中でまた消費税が値上がりしたという話が出た場合は、またそのときはその時点で残存額に消費税の上乗せ分が発生するというわけですかね。もう工事費にはその前の契約分でかからないと思うんですが、これにはかかる、経営維持管理費にはかかるということですかね。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

国が政策する消費税増税は、今後においても増税の法改正が行われた場合には、また増額変更の契約を行うこととなります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

今回、増税に伴って契約金額の変更をされているんですけども、今後消費税の増税以外でこの契約金額が変更されるような状態、状況というのはあるのでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

消費税以外では、国の制度で法改正があれば、そういう変更が生じる可能性はあると思います。

以上です。

○1番（山口一生君）

具体的にどの項目かというのは今はわからないということですか。

○建設課長（田崎一朗君）

具体的に申されますと、どういったことかということですかね。（「消費税以外」と呼ぶ者あり）

消費税以外ですか。どのような法改正があるのか、先のことですので想定できませんけども、法に絡むものの改正が伴うものについては変更が伴ってくるのかなと考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

消費税が主なものになってくるということですね。

今回、消費税の増加に伴って、入居者に対する家賃、こちらの増加というのはあるのでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

消費税に伴う家賃の変更というのは、今回はございません。今回というか、発生しません。

以上です。

○1番（山口一生君）

今後、例えば消費税が15%とかになった場合に、そういった家賃も増加する、上げていくような計画はありますでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

消費税が上がったことによるということは、ないと思います。今決定しているのは、通常の家賃設定をして、3万5,000円の家賃というような設定をしておりますので、今のところ変更する計画はございません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（江口孝二君）

済いません。消費税の算出根拠ですけど、先ほどの説明によりますと2本立てで、住宅の購入費についてはかからないと。そして、指定管理料、30年間に契約をされている2億9,000万円の分について、消費税が変更になって増額をしますと、500万円ということですね。それで、平成30年4月から多分支払いはされていると思いますけど、出し方ですね。当初、そのまま入れて算出はされていると思いますけど、その分の取り扱い、その500万円になった金額。当初は8%でしてあると思いますけど、単純に2%を入れたということではなかつと思うわけですよね。だから、今まで払うた分、30年から今まで払うた分、1年半ぐらいですけど、その分の取り扱い、それはどのように。単純に、その部分は終わったから残りの分にかけるというやり方か、もともとの元金、その分は10%にして、手前に払うた分を出すとか、そこら辺をお尋ねします。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

当初契約の10億895万7,428円のこの内訳に関しましては、先ほど申し上げました1本目、建設事業費にかかわる借入金の返済額というのが7億1,860万9,796円で、消費税が今回伴ってくるもの、その維持管理費及び運営費の総額が2億9,034万7,632円でございます。その2億9,034万7,632円から、既に支払っている分と、ことしの9月分まで支払う分、8%の分、その総額が1,451万7,380円となります。残額、10%の対象となる額が、2億7,583万252円となります。これを税抜きに割り返しまして、増額分の2%分をそれに掛けましたら、510万7,968円の増額となります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

先ほどの説明で、大体わかるんですけども、元金でいくと、約500万円上がっているわけですから、2億5,000万円ぐらいですよね。だから、もう少し簡潔に説明してもらいたい。これはもう別に置いておきますけど。

それから、第2点は、賃料が、消費税が今度増額になっても変わらないということなんですけど、それは賃料を決定するときの契約書の書き方、記載の仕方によって違うんじゃないかと思うんです。通常、私が仕事上でやっていたときには、賃貸借契約では、例えば賃料が10万円としますと、10万円プラス消費税というふうな表現でやっておくと、消費税が5%から8、8から10に、どうなろうとその部分は付加されてくるわけですよね。だけど、町で今回やっとなられるやつは、3万5,000円からふえないということになると、その辺はおかしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁は要りますか。

松崎君、答弁は要りますか。

○3番（松崎 近君）

ええ。だから、なぜ消費税がふえることを想定していなかったかということですよね。だから、いや、それでも住民のためにやったんだったら、私が回答を言うべきじゃないですけど、そういうふうに決定しましたというんだったら、それはそれで、町のそのときの方針でしようから、それはしょうがないと思いますけど、ただ一般的に賃貸借で決めるときには、常識的には、私はそういうふうな判断をしますということです。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

議員が言われたとおりに、町民のために低料金にしているというのも一つあります。消費税に関しましては、公営住宅の住宅料、使用料に関しましては非課税になっておるということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第45号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第46号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第46号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第46号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 決算審査特別委員長の報告

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第47号 平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第53号 平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本件は、9月2日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第47号から議案第53号までの7件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第47号から議案第51号までの一般会計並びに特別会計4件、議案第52号及び議案第53号の企業会計2件、合わせて7件の案件を9月9日、10日、11日に審査いたしました。

執行部から町長を初め関係課並びに議選監査委員の出席を求め、慎重審議をいたしましたので、報告いたします。

議事の都合上、初日は特別会計4議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、報告がなされておりますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によってなし遂げられた歳入努力と歳出工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

審査の過程において出されました主な意見といたしましては、まず後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計については、急速な高齢化と産業の低迷に伴い、保険料収入が減少傾向にある中、特定健康診査の受診率アップへの取り組みを積極的に啓発し、医療費の

抑制に努めていただきたい。

漁業集落排水特別会計については、施設の老朽化による補修等も今後増加することが予想されるため、将来展望に立った計画的な施設の更新はもちろん、維持管理費の節減になお一層努めていただきたい。

簡易水道特別会計及び水道事業会計については、給水人口の減少に伴い配水量も年々減少している。配水管の改良工事や漏水修繕など、計画的な施設の整備を図りながら、中・長期的な運営計画のもと、経営の効率化に努めていただきたい。

町立太良病院事業会計については、地域医療を支える中核病院として、医療スタッフや医療機器の充実を図りながら、医療サービスの向上と健全経営に向けた取り組みが図られていました。今後においては、医業収益増収のため、将来を見据えた医師確保対策と病床利用率の改善に努めながら、町民に愛される病院運営をお願いしたい。

続きまして、一般会計について主な意見を申し上げます。

1つ、ふるさと応援寄附金については、本町にとって貴重な自主財源である。国の基準等も厳しくなっているが、今後も引き続き寄附金の確保に努められたい。

1つ、職員の振りかえ休日の取得については、課内での業務調整はもちろんのこと、庁内協力体制の構築及び庁内組織体制の見直し等について検討し、完全取得に努められたい。

1つ、基金については、慣例的な運用にとらわれることなく、先進事例の研究等を行い、効率的かつ適正な運用を図られたい。

1つ、各種未収金については、公平性の観点から慎重な対応、徴収努力を図られたい。

なお、その他委員会中に出された意見につきましては、関係各課において改善や検討などを行っていただきたい。

以上が審査過程において出された意見であります。

付託事件、議案第47号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第48号 太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号 太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第53号 町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上7つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第47号 平成30年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第53号 平成30年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第7 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第54号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

補正予算書17ページの一番上にあります移住支援事業補助金についてお尋ねをいたします。

東京23区から移住をされて、県が選定した中小企業に就職された方などを対象に、1世帯100万円の補助金というのが計上されておりますが、1点目、どうして東京23区という指定なのか。また、それには太良町出身者などという条件はないのか、お尋ねをします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

1点目のどうして東京23区なのかという点につきましては、現在人口や産業が東京に一極集中をしているということから、東京一極集中を是正しなければならないという国策に基づいて内閣府が考えた、この政策でございます。それに県と町が乗ったというような形で、予算を計上させていただいておるところでございます。

それと、2点目の太良町の出身者でなければならないのかということにつきましては、そ

のような条件はございません。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

その国の施策のほかに、県が選定した中小企業に就職をされた方という、そういうひもつき、これはどういう背景でなされたものなのか。また、もし県がそれを推進しているとしたら、この補助金を推進しているのは国なのか、県なのか、町なのか、お尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

この政策の大もとは、国の内閣府でございます。県が選定する企業といいますのは、今のところは県のマッチングサイトという、インターネットのホームページ上で公開をされる予定でございますけれど、今のところはまだ明らかになっておりません。ただ、事業所の選定といたしましては、人材不足が顕著で、また地域に根差した事業所であること。それと、その事業所が大企業ではないこと。あと、公務、官公署ではないこと。あと、風俗営業などではないことというような、除外を含めた形で事業所が選定されるものというふうに思っております。その事業所につきましては、県が直接事業の実施をいたしますので、内容についてはそれ以上のことは町のほうではわからないというところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

では、東京からの移住ということで、太良町にとってのメリットは何なのか。それから、移住者がもういるのか、それともその制度上とりあえず1世帯分の予算を計上されたのかをお尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

まず、メリットといたしましては、特に東京からおいでになる方がどうというようなメリットについては、基本的には考えておりません。太良町の住民が一人でもふえればというような国の政策に基づいて、太良町が実施をいたしたものでございますので、住民がふえれば町も活性化するという基本的なスタンスに基づいたものでございます。

あと、1名の移住予定で予算を組ませていただいておりますけれど、これは実際ふたをあけてみないとわからないものでございますが、過去3年間を見ますと、東京23区内から1名だけ転入されていらっしゃる方がおられます。そういった実績に基づいて、恐らく1名ぐらいいらっしゃるのではないかというような想定で、予算を組ませていただいております。ただし、その実績の1名さんも、東京の23区ではありますけれども、その23区に過去5年以上住んでいなくてはいけないとか、そういった縛りがまたありますので、それに合致されていた方かどうかというのまでは把握していないところでございます。そういった意味で、1名のみ予算計上ということでさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

補正予算書の26ページ、住宅建設費のところ、亀ノ浦地区の定住促進住宅整備ということで、委託料、工事請負費などが上がりますけれど、先日全協のほうでも説明がございましたけれど、確認の意味でも質問したいと思いますけれど。

まず、この表につきまして、亀ノ浦の定住促進住宅ですけれど、初めは戸建て住宅の予定だったということで、今回集合住宅に変えるということでしたけれど、この集合住宅に変更になったというその理由、まずそこからお聞かせ願えますでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今年度の4月に、永淵町長を初め、3名ほどで現場視察をしました。その際に、造成地の現場視察をしまして、結構広いと。当初の個別住宅から集合住宅への、個別住宅と集合住宅の比較検討をしろということの指示を受けておりました。6月の議会で、平古場議員の一般質問の中でも、そのような個別でいくのかと、集合でいくのかと、どちらでいかれるんですかというような町長への質問もあったときに、町長も集合住宅でいきたいというふうな答弁をされました。比較検討をして、数回検討委員会を開催したわけですけども、その中で集合でいくというのは、当然1戸でも多くの希望が地元からも上がっているということもあって、比較検討して集合住宅への変更ということになったいきさつであります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

それで、現地ですけれど、建設される。あそこといいますのは、皆さんも御存じのように、昭和37年の大水害があって、山崩れ、山津波が起きた場所に非常に近いところなので、はっきり言いましてあそこで大丈夫なのかという、安全性の面で不安を引っさがる町民の方も多いと思うんですけど、安全性の確保、そこら辺についてはどう考えていらっしゃるか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今私が建設課長で在籍しておりますけども、検討委員会の中で私も、検討委員会が始まったときに別の課におりましたので、そのメンバーで入っておりましたけども、みんながそれは懸念するところではありました。亀ノ浦の災害が、以前大きな災害があっただけでなく、近くにということで、そういう話は当然出ました。その上で、27年、現地の地質地盤調査をかけております。安全値だということが確認できておりますので、その上で計画を進めたというふうなところであります。

以上です。

○7番（田川 浩君）

それと、最後ですけれど、スケジュール的には今年度で設計をやって、来年度で建設に入るとのことだと思っておりますけれど、供用開始が早くていつからであって、あと入居要件がどんなものになるか、それだけ聞かせてもらえますでしょうか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今回の議案で、補正で上程しておりますけれども、設計委託料、これを今回の議会で議決をいただければ、直ちに設計委託の業務にかかりたいと。建設に当たっては、設計委託が半年ぐらい日にちを要しますので、建設にかかるのは来年度というような予定で計画をしております。ただ、国庫補助の対象となる事業ですので、その事業を利用したいというふうに考えております。当然、国庫補助を要望していく中で、うちは今の集合住宅でいく計画全戸を来年度一気に仕上げたいというような思いでおりますので、予算要望をしていきたいと思っております。その上で、満額回答があれば、計画どおり進めるんですけども、満額つかなかった場合は、その範囲で4棟集合住宅を計画しておりますけれども、1棟になるのか、2棟になるのか、3棟になるのか、そこら辺の予算の状況を見ながら、建設に入っていきたいと思っております。1戸は間違いなく予算は確保できると思っております。供用開始としましては、再来年度、令和2年4月をめどにしておりますけれども。

3年か。失礼しました。令和3年4月をめどに考えております。料金に関しましては、パレットたら、畑田地区の太良町定住促進住宅の料金と、定住促進住宅には変わりありませんので、同じ料金設定を見込んでおります。まだ確定はしておりませんが、そういう見込みであります。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足させてください。

実は、この件については、先ほど全協でも話を、課長からも詳しく話はありましたけれども、当初計画が戸建てから変更したという理由は、先ほどありました、戸建てで7戸、集合で12戸という計画があって、5世帯がふえるわけですね。できるだけ多くの世帯を受けたいと、町にふやしたいという思いの中で一つはしました。それから、建設費関係で、先ほど補助という話が出ましたけれども、集合でいった場合は補助対象になると。しかし、戸建ての場合は、譲渡型だったものですから、ならなかったわけですよ。そういったところを含めて変更したわけです。そして、あの敷地は、議員は近くやから見ておられると思いますけれども、そこに一戸一戸建てたらもったいないような気もいたしまして、前に亀ノ浦住宅がありますけど、あれを見たときに、これは3世帯分入るんじゃないかというようなことで、担当課長にもお願いをして、検討委員会を開いて、こういう結果になったということでございま

す。

以上です。

○10番（川下武則君）

同じ関連ですけど、実は今造成をしているところの上にも、あと100メートルぐらいは上のほうに、荒れ地、もともとは田んかをつくられていたんですけど、今はもうやぼになってしまっている土地があるんですけど、この集合住宅がうまいとこいった暁には、そっちのほうも町のほうで購入して、こういうのを広げていくという、そういうお考えはないですかね。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

この12戸ができて、入居状況を見て、公募して、どのくらい来られるのか。例えば、12戸じゃなくて20戸でもあったとすれば、これだけは需要があるんだなという話になれば、そこら辺は見込んで考えていきたいと思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

ぜひ、私んところにも今、パレットたらができた後に、大浦のほうはいつごろからつくとやるかという問い合わせが結構来ているので、結構入居者がいるんじゃないかなという期待をしますし、そういうことで、最初7戸しかできないということで聞いていたんで、7戸やったらひょっとしたら入れんばいねとか、そういうふうなあって、今回12戸になすということやったけん、非常にいいことだなと思うんですけど、それでも私が聞いた範囲内ではもっとふやしてもらいたいなど、入居する要件、いろんな部分が緩和されて入りやすくなる、そういうことも言われてますんで、ぜひその検討も含めて、将来の展望に立って考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

17ページの移住支援事業補助金について、加えて質問をしたいというふうに思います。

この事業補助金が100万円ほど組まれてますけれども、この移住支援の対象になる世帯とか、人とか、そういう縛りがあるのか。例えば、年齢制限とか、家族の構成とか、そういう縛りがあるのかどうか。

それと、中小企業等というのがあります。中小企業等というのは、具体的にどういう企業を指すのか、質問いたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

100万円の使途につきましては、特に縛りはないと思っております。移住支援金でございますので、東京からこちらのほうへ移住していただくための所要の経費に充てられるべきものではないかと思っております。

それと、中小企業の定義につきましては、佐賀県が設定するものでございますので、こちらのほうでは明確に今のところはわからないというところでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

移住者の制限、移住対象者が制限されているのかどうかというのはいかがですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階の情報では、東京23区に5年以上在住、または東京周辺に在住しておられて東京23区内の事業所に5年以上就業されている方が対象になるというところが条件だというふうに聞いております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

もし、1世帯、1対象者について100万円ということですので、2名とか3名とか、世帯という単位がわかりませんが、そういう方がふえた場合については、予算当たりもそれに伴って増加するのかどうか、1名に限定するのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今のところ1名を見込んだ予算でございますので、これが増加するというようなことでありましたらば、補正予算をお願いすることになるというふうに思います。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

こういう事業を利用して、東京23区周辺の方々まで含めて誘致するというのは非常に大事なことかというふうに思いますけれども、それに対する誘致活動というのはどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現段階では、東京圏のほうへ出向いて太良町においでくださいというような、移住・定住のアプローチというものはしていないのが現状でございます。現状では、太良町の空き家バンク、また移住・定住の補助金を、全般的にどの方にも適用して、太良町民を一人でもふやそうというような形の政策のみでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

予算書28ページの体育施設費についてお伺いをいたします。

町営室内プール花壇撤去工事とありますが、場所と、どうして撤去が必要なのかについてお伺いをします。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

温水プールの花壇撤去ということで上げておりますけど、場所につきましてはプールの玄関から左側のほうのテニスコート沿いのコンクリート塀、そこが一応花壇として残っておりますので、その撤去をしたいと思っております。

済いません。理由ですけど、築40年たちまして、老朽化に伴いコンクリート塀のほうは5センチぐらいずれて、倒壊寸前ということで、被害が生じないうちに撤去を行うものであります。

○5番（待永るい子君）

では、そもそもどうして花壇をつくったのか、それをお聞きします。

○社会教育課長（峰下 徹君）

今の現況を見ますと、今雨どいとかボイラー室からの送水管の補助的なもので、飾り、当初は多分花壇じゃなかったかと思っておりますけど、その中に水道のメーター機器とかも入っております。プールの管理の方が花を植えたり、木を2本ぐらい植えて、花壇としてじゃないんですけど、とりあえず今のところ花壇でしたので、その分を花壇撤去ということで表示しておりますので、花壇でつくったのか、飾りでつくったのか、私もよくわかりません。済いません。

○5番（待永るい子君）

町内の建物を見ますと、無駄なものとか、それから見かけのなものとかがあるように思います。特に、施設におきましてはシンプルというのが一番じゃないかと考えます。今後、太良町も財政的にだんだん厳しくなりますので、その辺のところを、目の前のことだけじゃなくて、ずっと先のことを考えて、今後はいろいろつくることにしても、していかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

確認ですけど、また必要になったからまたつくりますとか、そういうことはないですよ。

○社会教育課長（峰下 徹君）

今の現況、花壇の撤去、実際は大阪の高槻市で塀が壊れて、子供さんが亡くなられたという事案がありますので、塀の改修についてが目的ですけど、今後雨どい管とかの管理でまた原形復旧とか、そういうのは考えるかとは、上司と協議して、今後検討したいと思っております。

○9番（所賀 廣君）

今の件なんです、課長が言われましたのが多分西側の、花壇と言うべきものかどうか分かりませんが、見てみましたら相当割れていました。あそこだけ撤去するのか、あるいは南側に、あそこまではないですけど、長さが、そこにもあります。見てみましたら、ここ2カ所ほどひびが入っている。やがてこのひびも広がるやろうなというふうな心配をしたわけですが、そこは見ておられますか。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

そこも確認をしておりますけど、西側のほうとは違って大丈夫だろうということで、今回につきましてはその分はしていないということで、確認だけはしております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

ひびの進捗待ちみたいな感じかなとは思いますが、この予算とは関係ありませんが、屋内プール、温水プールの中、学校授業がありましたときに行ってみました。そしたら、何と壁の塗装、白い塗装がしてありますけども、相当ぱりぱりぱりぱり割れて落ちていくような感じになっておりますが、あそこはどうするのか。また白く塗るのか、それとも私が見た感じでは、監視員の方とも話してましたが、これはもう塗るよりむしろ打ちっ放しのまま、あのままでしとったほうが、そう見ばえも悪うはなかよねという感じでした。あれをどういうふうに処理するのか。この花壇撤去とは関係ありませんが、プールということで質問させていただきます。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

その件につきましては、今年度予算を計上させていただいております。プールの利用状況とか、指定管理のほうとも協議をして、時期的には今後調整をして工事をやりたいと思っております。その工事の内容につきましては、いろいろ専門的な、議員さんがおっしゃるとおりそのままのべた打ちでいいのか、白い塗装をするのかということにつきましては、また専門と協議して、設計をして工事を行いたいと思っております。

以上です。

○9番（所賀 廣君）

もし塗るとすれば、大分塗料の質とか、そういったのも進んでいると思います。あそこはあれだけ湿気があり、温度も高くということであれば、またやがてああいうふうになるなどという心配があるものですから、その辺は十分考えていただいて、塗るならどういった塗料、もうこれは何十年も大丈夫というふうなものなのか、あるいは打ちっ放しのままでもう剥いでしまうのかというのを、十分検討してやっていただきたいと思います。答弁は要りません。

○1番（山口一生君）

20ページの保育所業務効率化、i P a dの購入についてお尋ねします。

こちらは、今回の75万円の補助金ということなんですけど、補助の率とi P a dの台数と、あと保育園業務、どういった業務に活用するのかというのを教えてください。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

多良保育園のICT化事業ということで、75万円の積算でございますが、国の補助基準によりまして、最高が100万円を上限という、そういう補助制度になっておりまして、国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1という事業補助率になっております。合わせて75万円を計上させてもらっております。

それと、i P a dを15台という予定をされておまして、主に現場の保育士さんが使われると聞いております。

以上です。

○1番（山口一生君）

私も先日ニュースで見て、どんどん導入したら効率化を図れるだろうなという思いがあります。ほかの保育園での導入の計画等はあるのでしょうか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えします。

今のところ、ございません。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに質問ない。

○3番（松崎 近君）

27ページ4番で、自然休養村管理センターのトイレ改修工事なんですけど、補正後で2,723万4,000円、これの面積はどれぐらいを想定されているのかということと、浄化槽を埋めかえるのかということをお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

この自然休養村管理センターのトイレ改修については105万円ということで、自然休養村管理センターの全体の予算が2,700万円ということですので、今回補正をお願いした105万円につきましては、自然休養村管理センタートイレ改修の1階の4台と、2階の4台を計上しているものであります。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

20ページの児童措置費の委託料と負担金の補助及び交付金についてお尋ねしたいというふうに思います。

町長説明では、児童措置費の保育所の運営委託料及び施設型給付費の負担金については、ともに幼児教育・保育無償化に伴うもので、保育所については副食費を、認定こども園については保護者負担金及び副食費をそれぞれ増額するということになってますけれども、具体的内容について伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

幼児教育・保育無償化の制度ですけれども、御存じのとおり3歳から5歳の保育所、認定こども園等の利用料を無償化します。それから、それについての保護者から従来実費で徴収していた食材費等については、その無償化の対象外ですということで、今の児童措置費に計上しております保育所運営委託料の267万3,000円の部分については、保育費の部分についての3歳から5歳までで、条例でも上げておりました免除対象の子供の部分、その部分が本来は保育園が徴収すべき副食費という概念を、無償化という免除の形ですので、その部分が保育園にとっては減収となるというので、国が運営費に上乗せして交付するという、そういう事業でありますので、町は毎月の運営費でその部分を上乗せして交付いたします。その部分が267万3,000円です。

その下の施設型給付費負担金につきましては、先ほど申しました3歳から5歳までの認定こども園の保護者負担金の部分、この部分については、従来認定こども園が保護者さんから徴収していた負担金ということですが、この部分が3歳から5歳までの無償化によりまして、保育園とすれば減収になるという、この部分について上乗せして国が交付する部分であります。それと、先ほどの保育園と一緒にございますが、3歳から5歳までの副食費の免除される部分、その部分の食材の毎月の運営費に上乗せする分、その部分を合わせて367万9,000円、その分の予算計上でございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、保育所の運営委託料につきましては、保育所の副食費を補いますよと。それと、下の部分の367万9,000円の施設型給付費負担金につきましては、保護者の負担金及び副食費を補いますよと、そういう考えでいいんですかね。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えします。

議員御承知のとおりでございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

23ページの漁業建設費をお尋ねいたしますが、漁業建設費の75万円は、警戒船の追加計算ということで、この前お示しがされたんですが、これは竹崎漁港のしゅんせつ工事に伴う負担額、率は、受益者負担は幾らだったわけですかね。あれが1億円もかからなかったしゅんせつ費と思うんですが、受益者負担の率は幾らになったんでしょうか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えします。

今現在、町長とも協議をいたしまして、若干減らすという方向で考えております。現在のところは、4%というふうに条例上なっておるところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

4%じゃなくて、4%以内ということでしょう。4%じゃないでしょう。（「失礼しました」と呼ぶ者あり）

そこを、だから聞きたかったんですが、受益者は今何名さんほど、竹崎地区だけと思うんですが、今何名ほどいらっしゃいます。仮に4%で計算した場合、一人頭の受益者負担は幾らぐらいになるのか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

今、竹崎の組合員数が94名おられるそうでございます。それで、ことしの事業費が9,000万円というふうに、補助対象事業が9,000万円というふうになっておりまして、その4%になりますので、一応、一人頭が3万8,000円程度になるような計算になっております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

3万8,000円まで、それ以上にはならないですね。4%で今計算されたんで。

それで、来年度が道越漁港になっておるんですが、道越漁港の場合もそれと率是一緒と思うんですが、それを受益者、何名ぐらいいらっしゃいますかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

現在の組合員数が235名でございます。竹崎のほうは94名で、ほかの野崎あたりも何人かおられますので、差し引きの約120名程度おられるのかなというふうに推定をいたしております。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

それはよう調べとってくださいよ。120もおるのか、多分竹崎が94だったら、もっと少な

いはずです。それをよう調べとって、ほんで今竹崎のほうが発生しておるわけなんです、来年には道越が発生しますんで、その辺はよう勘定して、パーセントはまだ漁協さん、それに受益者負担の方々にはまだお示しはしていないわけでしょう。そこら辺はちゃんとできるようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今、竹崎地区で4%以内で数字を言いましたけれども、4%以内ですから、今のところは今議員が言われるように漁家数とか何かいろいろ考慮して、まだ資料は正式に私のところに来ておりませんので、そういったところを見て、何%に設定するのかということは決めて、その後組合等を通じて話をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

久保君の質問に対しては、担当課が調べてから、自身のところに報告させますので。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第55号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第55号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第56号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第56号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第57号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第57号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第58号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第58号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第59号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第13. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査をしたい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

重ねてお諮りをいたします。ただいま決定されました議会広報編集特別委員会の委員につきましては、委員会条例の第6条第3項及び第4項の規定により、1番山口君、2番西田君、3番松崎君、6番竹下君、7番田川君、以上5名を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後ほど議長まで御報告を願います。

追加日程第2 発議第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 発議第2号 公共交通対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。発議第2号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。
発議第2号 公共交通対策特別委員会の設置について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

重ねてお諮りをいたします。ただいま決定されました公共交通対策特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番山口君、3番松崎君、5番待永さん、7番田川君、8番江口君、11番久保君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を公共交通対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は委員の互選により決定していただくこととなりますので、後ほど議長まで報告をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがございますので、担当課から説明をさせます。

○建設課長（田崎一朗君）

答弁漏れをしたいと思います。

議案第45号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業変更契約の締結についての議案審議の中で、山口議員の質問の中に、消費税以外の今後の変更の予定はないかというような質問がありました。その中で、答弁として私が法令以外の変更は生じないでしょうというような答弁をいたしました。当時の契約書に覚書がついておりました。覚書の中に、10年ごとに金利の見直しをやると、その変更が伴います。ただ、増減がなかった場合は変更ないんですけれども、2018年3月27日に引き渡しを受けております。2028年と2038年に金利の見直しが続いてきます。そのときに変動があった場合には、最終年度で変更をやるというような覚書になっておりますので、そこを訂正させていただきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各委員会委員において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、議長の手元に参りました報告をいたします。

議会広報編集特別委員会委員長に田川浩君、副委員長に竹下泰信君、公共交通対策特別委員会委員長に江口孝二君、副委員長に久保繁幸君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

追加日程第3 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第2号につきましては、議員の提出によるもので内容も判明をいたしております。よって、会議規則37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

追加日程第4 意見書第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第3号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議記録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することに御承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和元年第6回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

午前11時9分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩